

陸前高田市告示第140号

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱を次のように定め、平成30年度分の補助金から適用する。

平成30年10月18日

陸前高田市長 戸羽 太

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内新規林業就業者の確保及び雇用の安定並びに自伐型林業の推進に必要な対策を実施するため、陸前高田市林業担い手対策事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業就業者 山林用苗木の育成及び植栽、木材の保育及び保護並びに林木からの素材生産及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所に就業する者をいう。
- (2) 認定事業主 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定により、岩手県知事から計画の認定を受けた事業主のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 自伐型林業家 自ら所有する森林又は森林所有者等から施業の委託を受けた森林において、大型で高性能な林業機械を使用せず、チェーンソーや小型バックホウ等を使用し自ら森林施業を行う者のうち、市内に住所を有するものをいう。

(補助対象経費等)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額並びに補助金交付対象者は、別表

のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 陸前高田市林業担い手対策事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 市税等納付(納入)状況確認承諾書(様式第3号)
- (3) 事業内容と事業費の根拠となる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定したときは、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者へ通知するものとする。

(事業の変更の申請等)

第6 第5の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条第1項第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、陸前高田市林業担い手対策事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、承認の可否を決定し、承認するときは、陸前高田市林業担い手対策事業変更(中止、廃止)承認通知書(様式第7号)により、承認しないときは、陸前高田市林業担い手対策事業変更(中止、廃止)不承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付請求書(様式第9号)に陸前高田市林業担い手対策事業計画(実績)書(様式第2号)を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に補助事

業者に補助金を交付するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第9 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から林業機械の処分制限期間（林業機械を購入しない事業にあつては、5年間）まで保管するものとする。

(財産の処分の制限)

第10 規則第17条第1項の市長が定める期間は、財産の種別に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める年数のおりとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助金交付対象者
新規林業 就業者雇 用事業	平成30年4月1日以後に新たに雇用した林業就業者（補助金の申請時点において、就業した期間が6か月以上12か月未満の者に限る。）に対して支給する6か月分の賃金	新規雇用者1人につき10万円	陸前高田市森林組合及び認定事業主
林業機械 購入事業	チェーンソー、刈払機その他林業機械の購入に要する経費。ただし、中古機械（林業者又は林業機械販売を業とする者から購入したものに限る。）を購入する場合には、省令に定める耐用年数が5年以上残存する機械に限り補助対象とする。	林業機械の購入に要した経費の2分の1以内の額とし、1人につき、1年当たり、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	自伐型林業家
林業関連 技能講習 等受講事 業	林業に関連する技能講習等（林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部による技能講習や安全衛生教育等、岩手県林業技術センターによる研修その他専門的かつ高度な知識、技術、技能等を有し、間伐等の森林整備を効率的に行える現場技能者を確保及び育成するために必要なものに限る。）の受講料	技能講習等の受講に要した経費の2分の1以内の額とし、1人につき、1年当たり、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これ	陸前高田市森林組合、認定事業主及び自伐型林業家

		を切り捨てるも のとする。	
--	--	------------------	--

様式第1号（第4関係）

年 月 日

陸前高田市市長 様

申請者 住所

氏名

印

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付申請書

年度において陸前高田市林業担い手対策事業を実施したいので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 円

添付書類

- 1 陸前高田市林業担い手対策事業計画（実績）書（様式第2号）
- 2 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第3号）
- 3 事業内容と事業費の根拠となる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

(表)

様式第2号(第4、第7関係)

陸前高田市林業担い手対策事業計画(実績)書

1 事業の目的(成果)

2 事業の内容及び事業費の内訳(実績)

事業区分				
事業の概要				
事業費 (円)	総事業費			
	うち補助対象事業費			
	金額の内訳	区分	金額	備考
		計		
補助金額(円)	(千円未満切捨て)			

3 事業完了(予定)年月日

(A4)

(裏)

4 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	(精算額)	(比較)		備 考
			(増)	(減)	
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	(精算額)	(比較)		備 考
			(増)	(減)	
計					

陸前高田市長 様

申請者 住所
氏名

⑩

市税等納付（納入）状況確認承諾書

年度陸前高田市林業担い手対策事業費補助金の交付申請に対する審査のため、市に納付又は納入すべき市税等の納入状況について確認されることを承諾します。

補助金交付決定審査

※申請日現在、上記申請者の市税等の納付状況を調査願います。
(処理欄に、確認担当者の押印をお願いします。)

※	※	※	※	※
確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日

担当課名	税目等	該当なし (課税なし)	現年度分		前年度以前分		備考
			滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	
	個人市民税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法人市民税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	固定資産税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	軽自動車税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	国民健康保険税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保 育 料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住宅使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	下水道使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受益者負担金等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水 道 料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

備考欄には、滞納等がある場合の対応状況を記載すること。

(A4)

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付決定通知書

住所

氏名

年 月 日付で交付申請のあった 年度陸前高田市林業担い手対策事業費に要する経費に対し、次の条件を付して補助金を交付することと決定したので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第5の規定により、通知します。

年 月 日

陸前高田市長



1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、事業計画書のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、陸前高田市補助金交付規則及び陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての書類を、交付の翌年度から林業機械の処分制限期間まで（林業機械を購入しない事業にあっては、5年間）保管しなければならない。

様式第5号（第5関係）

陸前高田市指令 第 号

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金不交付決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市林業担い手対策事業費補助金について、次の理由により不交付としたので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第5の規定により、通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不交付の理由

年 月 日

陸前高田市市長 様

申請者 住所

氏名

印

陸前高田市林業担い手対策事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号により補助金の交付の

決定の通知があった陸前高田市林業担い手対策事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第6第1項の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

1 補助金額の変更

交付申請額（当初） 円

交付申請額（変更後） 円

2 変更（中止、廃止）の理由

3 添付書類

住所
氏名

陸前高田市林業担い手対策事業変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市林業担い手対策事業の変更（中止、廃止）について、次のとおり承認したので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により、通知します。

年 月 日

陸前高田市長



記

1 変更交付決定額 金 円

[]

2 承認事項

様式第8号（第6関係）

陸前高田市指令 第 号

住所

氏名

陸前高田市林業担い手対策事業変更（中止、廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市林業担い手対策事業の変更（中止、廃止）について、次の理由により承認しないこととしたので、陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により、通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不承認の理由

様式第9号（第7関係）

年 月 日

陸前高田市長 様

申請者 住所

氏名

印

陸前高田市林業担い手対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号により交付決定の通知
があった陸前高田市林業担い手対策事業費補助金について、事業が完了したので、陸
前高田市林業担い手対策事業費補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて
補助金の交付を請求します。

金 円